

社会福祉法人京都社会事業財団
職員の皆様へ

障害者手帳等について（ご依頼）

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、当法人が雇用している労働者の一定割合の障害者を雇用しなければならないという障害者雇用義務が課されています。

つきましては、障害者手帳等※1をお持ちの方で、その情報を下記のとおり利用することについてご了承いただける場合は、法人本部事務局までお申し出ください。（障害者手帳の写しが必要となります。今後障害の種別や等級に変更があった場合や手帳の更新や返却をした場合にも改めてご連絡ください。）

なお、このことについては強制するものではなく、下記のとおり利用することについてご了承いただけた場合にのみお願いするものです。申し出の有無を理由として、職場において、不利益な取扱いを行うことは一切ありません。

また、職務遂行に当たり、支障となっている事情がございましたらご相談ください。

※1 障害者手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のことを指します。

また、身体障害者については、都道府県知事が指定する医師若しくは産業医による診断書・意見書（内部障害については指定医のものに限る。）、知的障害者については、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる判定書をお持ちの方についても、障害者雇用率制度の対象となります。

記

1 利用目的及び必要な情報

① 障害者雇用状況報告

毎年6月1日における障害者の雇用状況を、ハローワークに報告します。

このため、雇用する労働者のうち障害者である労働者の人数を、障害種別・程度ごとに把握する必要があります。

② 障害者雇用納付金の申告等

年度ごとに、前年度の雇用障害者数に基づき算定した障害者雇用納付金の額等を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に申告します。

このため、障害者である労働者の氏名、生年月日、障害者手帳の番号、障害種別、障害等級又は程度、雇入れ年月日等を把握する必要があります。

2 毎年度の利用

障害者雇用状況の報告、障害者雇用納付金の申告は、毎年度1回行うこととされています。今回申し出ていただいた情報を毎年度利用することとなりますので、あらかじめご了承ください。

なお、申し出ていただいた情報を、本人の同意無く、障害者雇用状況の報告等以外の利用目的のために用いることはありません。

3 情報の更新

今回申し出ていただいた情報について、正確性を確保する観点から、必要な範囲で変更の有無について確認を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

また、障害の種別や等級に変更があった場合や、手帳の更新や返却をした場合もご連絡ください。

問い合わせ先：法人本部事務局（直通：075-392-2506 内線：3333）